

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年10月11日

神奈川県青果信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	2
2. 経営破綻の原因	2
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	2
(2) 経営破綻に至った経緯	2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	4
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
(1) 投資有価証券	5
(2) 商品有価証券	5
4. 固定資産の状況	5
5. 不良債権の状況	6
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	7
(4) 業域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 責任追求体制の確立	7
2. 具体的施策	7
3. 事業譲渡の見込み	7

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年3月16日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を内閣総理大臣より受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年3月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和46年10月、横浜青果商信用組合と神南青果商信用組合が合併して神奈川県青果信用組合として設立されました。営業地域については神奈川県下一円の青果商を対象とし、店舗は横浜市に本店、その他支店、出張所等5店舗で、すべて市場内の一角に事務所を借用した店舗として営業しております。

営業体制は主として市場内各青果組合・出入り業者との預貸と営業地域内の優良青果商に対する訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを県内の青果組合および青果商又はその関連の方に融資をする等業界密着の経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である青果業に経営の悪化する取引先が続出し、預貸金の低下を招きました。その結果、当組合の業績は伸び悩み、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、債務者管理の実態把握が不十分であるなど、自己査定への対応が甘く、平成11年11月に実施された神奈川県当局の検査を踏まえれば、平成12年3月期決算において285百万円の貸倒引当金の積増しが必要となりましたため、目的積立金36百万円を取崩す結果となり、当期損失金142百万円を計上するに到り、自己資本比率も2.87%と低下しました。

(3) 破綻に至った要因

自己資本比率の改善策として改善計画（具体的には、預貸金及び出資金増強並びに

人件費の削減等)を作成しましたが結果的に業務の合理化よりも、人員の減少が先行したため、債務者管理を十分に行うことができなくなり、その結果、不良債権化が進み、必要な引当が拡大し、債務超過となりました。

また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成11年11月に実施された神奈川県当局による検査結果に基づき自己査定の見直しと修正を行ったところ、貸倒引当金の繰入額等の大幅増加が必要になり、平成12年3月期決算において結果的に当期損失142百万円の計上のやむなきに至り、自己資本比率は5.11%から2.87%へと大幅に低下したため、経営改善計画(具体的には、預貸金及び出資金増強並びに人件費の削減等)を策定・実施しましたが思うように改善が進まず、さらに、平成12年12月末基準で行った自己査定において、なお、377百万円の償却引当が必要となりその結果171百万円債務超過となることが明らかになりました。

(2) 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成12年3月期決算修正により、自己資本比率が2.87%に低下し、早期是正措置が発動され、この早期是正措置発動等による信用不安から、預金の流出が始まり、平成12年3月から平成13年2月までの11ヶ月間で、総預金残高の減少額は約12億54百万円・年で約9%減に及びました。その間に改善計画に沿って、出資金の増強等を図ったものの、計画の達成には至らず、一方、平成12年12月末基準の自己査定の結果、新たに377百万円の償却・引当の計上を余儀なくされ、大幅な債務超過となることが明らかになりました。また平成13年3月に入り急速に預金の流出(20億9千万円)が始まり、資金繰りは逼迫の度を深めました。

この様な状況を踏まえ、市場で失った信認を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、3月16日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたしました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である神奈川県内の青果業、青果商業組合を中心とし中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：4支店1出張所 計5ヶ店 (単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考) 業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	10,200	100.00	10,495	100.00	10,112	100.00	9,428	100.00	51,940	100.00
うち中小企業	8,779	86.07	9,079	86.51	8,811	87.13	8,202	87.00	43,694	84.13
うち個人	1,421	13.93	1,416	13.49	1,301	12.87	1,226	13.00	8,239	15.86
うちその他	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0.01

※「その他」には、地方公共団体が含まれる

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に青果商やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：4支店1出張所 計5ヶ店 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		(参考) 業界平均 (12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	13,975	100.0	13,627	100.0	10,683	100.0	65,382	100.0
うち個人預金	9,791	70.1	9,530	69.9	7,343	68.7	52,077	79.6
うち法人預金	4,169	29.8	4,082	30.0	3,331	31.2	11,672	17.9
うちその他	13	0.1	14	0.1	8	0.1	1,632	2.5

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、期日到来分については満期償還を受け、債券償還損13百万円を計上しました。なお、その他に計上した投資信託については193百万円、外国証券については103百万円の含み損が発生しています。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	2,189	1,811	1,507	△302
国債・地方債	11	20	30	-
社債	186	146	136	△7
株式	-	-	-	-
その他	1,992	1,645	1,339	△296
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

所有する土地、建物等はありません。計上した固定資産はすべて借用事務所（店舗）、の造作、付帯設備の総件数であります。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	0	0	0	0	67	11	10
所有 不動産	0	0	0	0	0	0	0

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

＜リスク管理債権の状況＞

(単位:百万円、%)

区 分	1 2 年 3 月 期		1 3 年 3 月 期		(参考) 業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	308	3.0	419	4.4	1,163	2.3
延滞債権	443	4.4	1,322	14.0	4,402	8.8
3ヵ月以上延滞債権	157	1.6	46	0.5	195	0.4
貸出条件緩和債権	677	6.7	332	3.5	2,239	4.4
合 計	1,586	15.7	2,121	22.5	7,999	15.9

＜金融再生法の開示債権＞

(単位:百万円、%)

区 分	平成13年3月期		(参考) 業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更正債権等	830	8.7	3,311	6.3
危険債権	955	10.1	2,510	4.7
要管理債権	380	3.5	2,382	4.5
正常債権	7,320	77.7	44,817	84.5
合 計	9,487	100.0	53,020	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社については、当組合は該当ございません

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 業域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き青果業及びこれに関連する事業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

金融整理管財人就任後、県内に本店の所在する金融機関に対し、事業譲渡の要請を行っていたところ、同じ協同組織金融機関であり、事業地域もほぼ同一で、顧客の利便性も維持される湘南信用金庫を当組合の受皿として選定することが適当であると判断し、平成13年9月18日に事業譲渡基本合意書を締結致しました。